

ドクターヘリの全国的な配備等

ドクターヘリ導入促進事業について

概 要

- 厚生労働省において平成11年度及び平成12年度に川崎医科大学付属病院高度救命救急センター（岡山県）、東海大学医学部付属病院救命救急センター（神奈川県）の全国2ヶ所で「ドクターヘリ試行的事業」を実施し、これまでの実績においても救命救急医療上、顕著な成果をあげている。
- 内閣（内政審議室）に設けられた「ドクターヘリ調査検討委員会」において、ドクターヘリ事業の実施を強く期待する報告書（平成12年6月）がとりまとめられ、平成13年度から、救急医療体制のさらなる充実を図るため、ドクターヘリ事業を全国展開している。
- 平成13年度は、岡山県（川崎医科大学附属病院）、静岡県（聖隷三方原病院）（平成18年度より県単独事業として実施）、千葉県（日本医大千葉北総病院）、愛知県（愛知医科大学附属病院）、福岡県（久留米大学病院）の5県で導入。
 - 平成14年度は、神奈川県（東海大学病院）、和歌山県（和歌山県立医大附属病院）の2県で導入。
 - 平成15年度は、静岡県にて2機目（順天堂大学医学部附属静岡病院）を導入。
 - 平成17年度は、北海道（手稲溪仁会病院）、長野県（佐久総合病院）の2道県で導入。
 - 平成18年度は、長崎県（長崎医療センター）で導入。
 - 平成19年度は、埼玉県（埼玉医科大学総合医療センター）、大阪府（大阪大学医学部附属病院）、福島県（福島県立医科大学附属病院）の3府県で導入。

※ 平成20年1月末現在、13県・13機にて事業を実施。

平成20年度予定額

事業名	ドクターヘリ導入促進事業
予算額	1,359百万円（前年度1,103百万円）
箇所数	16ヶ所（前年度13ヶ所）
補助率	1/2（負担割合：国1/2、都道府県1/2）
基準額	1ヶ所当たり年間約170百万円
実施主体	救命救急センター等

※ 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）（17,159百万円）の内数

※ 「ドクターヘリ」とは、救急専用の医療機器を装備したヘリコプターを救命救急センターに常駐させ、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき救急医療の専門医・看護師が同乗し、救急現場等に向かい、現場から救命救急センターに搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用ヘリコプター。

ドクターヘリ導入促進事業では、民間ヘリコプター会社を活用し、委託により専用ヘリコプターを救命救急センターに常駐させる。

これまでのドクターヘリの配備状況

年度	13	14	15	16	17	18	19
北海道					手稲溪仁会病院		
青森							
岩手							
宮城							
秋田							
山形							
福島							福島県立医大
茨城				(H16. 7. 1~千葉県と連携)			
栃木							
群馬							
埼玉							埼玉医大
千葉	日本医大千葉北総病院						
東京							
神奈川		東海大					
新潟							
富山							
石川							
福井							
山梨			(H15. 4. 1~神奈川県と連携)				
長野					佐久総合病院		
岐阜							
静岡	聖隷三方原病院		順天堂医大静岡病院			(県単独事業)	
愛知	愛知医大						
三重		(H15. 1. 1~和歌山県と連携)					
滋賀							
京都							
大阪							大阪大学
兵庫							
奈良		(H15. 1. 1~和歌山県と連携)					
和歌山		和歌山県立医大					
鳥取							
島根							
岡山	川崎医大						
広島							
山口							
徳島							
香川							
愛媛							
高知							
福岡	久留米大						
佐賀			(H15. 9. 30~福岡県と連携)				
長崎						長崎医療センター	
熊本							
大分						(H18. 4. 25~福岡県と連携)	
宮崎							
鹿児島							
沖縄							
箇所数累計	5	7	8	8	10	11	14

「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」 の概要

ドクターヘリの定義

医師等が搭乗するドクターヘリに限る。 ※消防防災ヘリ等は対象としない。

整備の目標

地域の実情を踏まえつつ全国的に整備（以下の事項に留意）

ア 必要に応じて消防機関、海上保安庁等との連携・協力

イ へき地における救急医療

ウ 広域にわたる（都道府県の区域を超えた）連携・協力

国が行うこと

- 医療法に基づく「基本方針」に、ドクターヘリを用いた救急医療確保に関する事項を記載
- 都道府県に対し、予算範囲内において、費用を補助（補助率1/2）
- 助成金交付事業を担う法人制度の設置
- 健康保険等の適用に係る検討（法施行後3年）

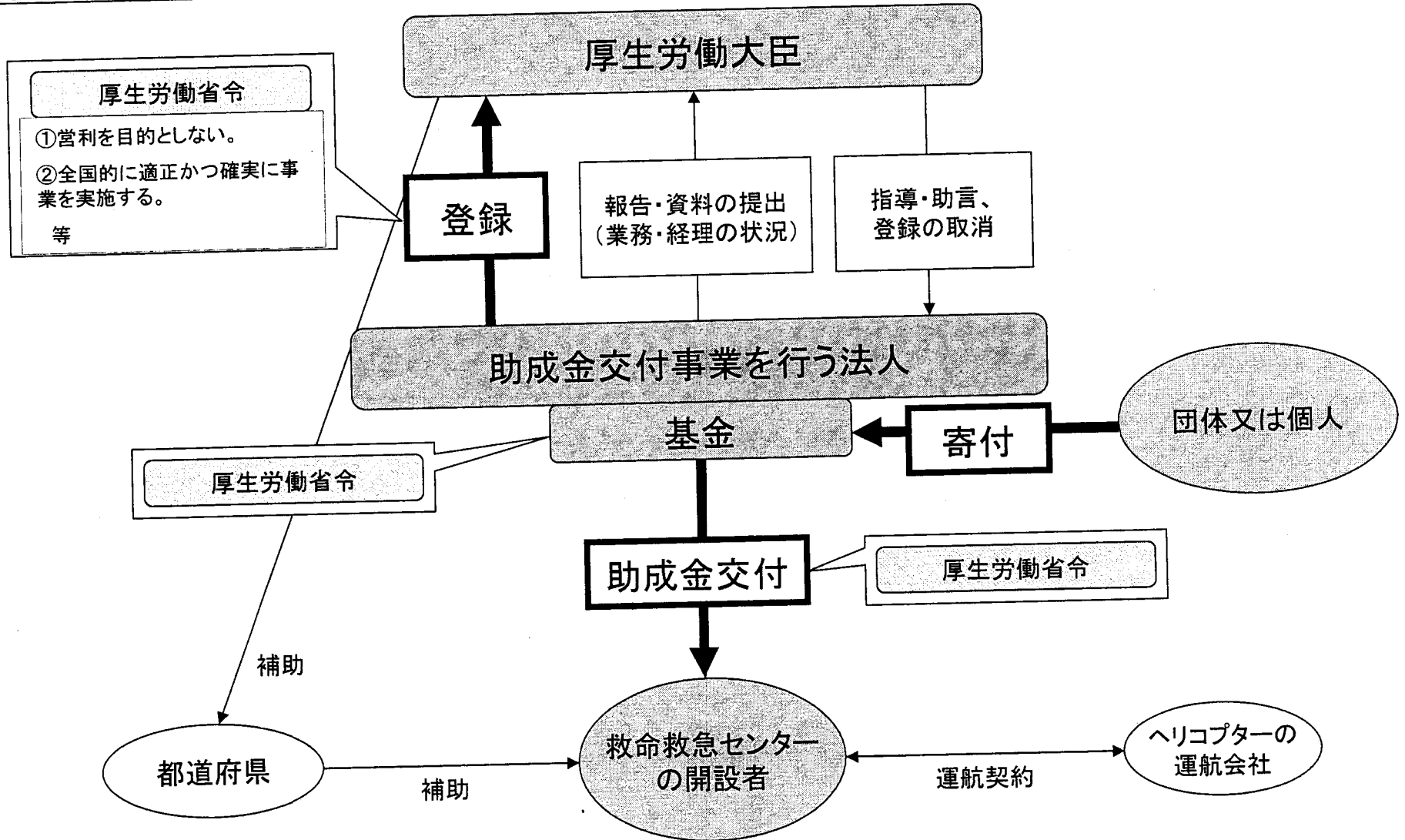
都道府県が行うこと

- 医療法に基づき、基本方針に即して、「医療計画」に、ドクターヘリを用いた救急医療確保を記載
- 運航に係る環境整備（搬送に関する基準作成、着陸場所の確保、隣接県との共同運航の調整等）
- 病院の開設者に対する費用の補助

施行等

公布日（平成19年6月27日）施行 ※法人制度の設置は平成20年6月27日まで。

助成金交付事業制度(概念図)



救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に規定する助成金交付事業に係る登録に関する省令（案）の概要

1. 制定の趣旨

平成19年6月27日に救急医療用ヘリコプターの全国的な整備を図ることを目的とした「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（以下「法」という。）が公布され、同法において、病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）を行う法人の登録制度が創設されたところ。

本省令は、当該登録制度の設置に関し、助成金交付事業の内容、登録法人の基準等を定めるものである。

2. 省令の内容

- (1) 法第9条第1項において厚生労働省令で定めることとされた助成金交付事業については、以下のいずれかの費用に充てるための助成金を交付する事業であって、営利を目的とするものでないものとする。
- ①救急医療用ヘリコプターの確保及びその運航のための基盤整備に要する費用
 - ②救急医療用ヘリコプターの運航に要する費用
 - ③救急医療用ヘリコプターの運航の支援に要する費用
- (2) 法第9条第3項第1号において厚生労働省令で定めることとされた基金に関する基準については、以下のとおりとする。
- ①その管理者が置かれていること。
 - ②その収入は、寄附金及び当該基金の運用により生じた収益で構成されていること。
 - ③その支出は助成金の交付及びこれに要する費用並びに当該基金の管理及び運用に要する費用以外に充てられていないこと。
 - ④③で定める費用の額が実費を勘案して合理的であると認められる範囲内であること。
 - ⑤その支出について、(3)の⑤の委員会の意見を聴取していること。

⑥その運用の状況に関する記録が作成されていること。

(3) 法第9条第3項第2号において厚生労働省令で定めることとされた登録法人に関する基準について、以下のとおりとする。

- ①その役員に救急医療に関する識見を有する者が含まれていること。
- ②救急医療の充実に関する事業について相当の実績を有すること。
- ③助成金交付事業を継続的に実施できると認められる計画を有すること。
- ④特定の地域に偏ることなく全国的に助成金交付事業を実施すること。
- ⑤医療、法律、会計等に関して識見を有する第三者からなる委員会を設置していること。
- ⑥助成金交付事業を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- ⑦役員のうちには、各役員について、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。
- ⑧社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族に対して特別の利益を与えないこと。
- ⑨不適正な経理が行われていないこと。
- ⑩不正の行為又は法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。
- ⑪その定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）において、登録が取り消された場合は、その基金の全額を国、地方公共団体又は他の登録法人に贈与する旨の定めがあること。
- ⑫その定款等において、当該法人の解散があった場合は、その残余財産が国、地方公共団体又は他の救急医療の充実を目的とする法人に帰属する旨の定めがあること。

(4) 法第9条第1項の登録を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 1 定款等
- 2 法第9条第2項各号の規定に該当しない旨を説明した書類
- 3 (2) 及び (3) の規定に該当する旨を説明した書類

(5) 法第9条第1項の登録を受けている法人は、毎事業年度経過後3月以内に、助成金交付事業の実施状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(6) 本省令の施行日を平成20年4月1日とする。

「救急医療用ヘリコプターの導入促進に係る諸課題に関する検討会」
におけるドクターヘリの全国的な配備等に関する検討項目

【全国的な整備のあり方】

- 広域連携等の検討
- 地域ごとのドクターヘリ導入の必要性
- 複数か所への配備
- 補助事業における整理
- 救急医療への他のヘリコプターの活用

【運用ベースにおける工夫】

- ヘリポートが救命救急センターから離れて設置されている場合
- 複数の医療機関による共同運航方式
- 季節により、ヘリの基地医療機関を変更する方式

ドクターヘリの記事

(2007.7.2)

- ・ 高速道路への着陸（福岡県）

(2008.1.23)

- ・ 県域を越えた消防機関と医療機関の連携
（静岡県、愛知県）

(2008.2.26)

- ・ 一般道路への着陸（長崎県）

■ 九州道事故にドクターヘリ

関西以西で高速道に初着陸

6月28日午前11時25分ごろ、佐賀県基山町の九州自動車道上り線で、車線変更のトラックを避けようとした熊本県天草市の男性会社員(50)の乗用車が横転、男性と助手席の妻(46)が一時、車内に閉じこめられ、妻が右手首を骨折した。救急隊がドクターヘリの出動を要請。久留米大病院(福岡県久留米市)のヘリが、現場から約300メートル離れた本線上に着陸し、女性を治療しながら同病院に搬送した。

西日本高速道路によると、同社が管理する関西以西の高速道路で、ドクターヘリが本線上に着陸したのは初めて。救急医療の関係者によると、東名高速では過去に数例の着陸例があるという。

高速へのドクターヘリ着陸は約2年前に各地で検討が始まり、久留米大でも道路規制などのマニュアルが整備された昨年10月から、この日の事故現場を含む九州道太宰府―久留米インター間で離着陸が可能になった。久留米大病院高度救命救急センター長の坂本照夫教授は「本線上に着陸できれば治療が早く始められ、ドクターヘリの有用性がさらに認められると思う。全国の高速道の事故で活用が広がってほしい」と話している。 【共同】

心肺停止3歳、無事退院

愛知、氷張る用水池から救助



愛知県内の用水池でおぼれ、心肺停止で意識不明になっていた3歳の男の子が22日、静岡県立こども病院（静岡市、吉田）を退院した。愛知、静岡両県の消防機関と病院が連携し、医師（4）と写真家の長男光

素早くヘリで搬送、奏功

が同乗するヘリコプターで男の子を搬送、素早い対応が救命につながった。この日は、元氣な笑顔を見せてるのは、愛知県田原市、会社員玉越立佳さん（42）と写真家の長男光ちゃん（3）の2人。爆音の中が腫れて脳障害を引き起こさないように、体温を低く保つ「脳低温療法」で治療。4日後に意識を取り戻し、後退症もなかったという。静岡県内の救命救急隊や消防機関が参加する「県メディカルコントロール協議会」の作業部会は昨年7月、全国で初めての子どもの重症患者の搬送基準を作った。心肺停止や大量出血、重症呼吸不全などの重症例は、すべて同病院へ運ぶ取り決めに交わっていた。愛知県など県境地域とも意見交換を行っていたとい

1/23 (水)
朝日35面

読売38面

ヘリ搬送70キロ

3歳児奇跡の回復

愛知県の山間部の池でおぼれ、心肺停止状態になった3歳児が、70キロ以上離れた静岡市葵区の静岡県立こども病院に運ばれて救命され、22日、元氣に退院した。一命を取り留めたのは愛知県田原市の会社員玉越立佳さん（42）の長男光ちゃん（3）。低体温療法で治療。4日後に意識を取り戻し、後退症もなかったという。玉越さんは「元の姿に戻るとは思わなかった」と奇跡的な回復を喜んでいる。

元氣な様子で退院した玉越光ちゃん（左）と父親の立佳さん（静岡市葵区の静岡県立こども病院で）



愛知で心肺停止 静岡の病院へ

着したヘリは、時間余りで東海地区で唯一24時間体制の小児集中治療室がある県立こども病院に搬送した。病院では、脳機能を保護するため体温を33〜34度に保つ脳低温療法が行われ、6日に意識が戻った。同病院の植田育也・小児集中治療センター長は「重症の子どもの24時間受け入れできる救急施設はほとんどない。全国的な整備を望みたい」と話している。

毎日31面

ドクターヘリ 連携奏功

ため池落下 心肺停止の3歳児退院

今月2日に愛知県設楽町でため池に落ち心肺停止状態になった玉越光ちゃん（3）が22日、搬送先の静岡県立こども病院（静岡市葵区）を退院した。直後にドクターヘリで約80キロ離れたこども病院に運び、「脳低温療法」を施したことが奏功した。光ちゃんを抱いて病院で応急処置した父の立佳さん（42）は「元氣な顔が見られてうれしい」と話した。一家は正月、設楽町の妻の実家に帰省。2日前、姿が見えなくなった光ちゃんを捜していた立佳さんが近くのため池の水に穴が開き、プーッが浮いているのを発見し、光ちゃんを池から引き上げた。愛知県のドクターヘリが出動中、静岡県西部の聖隷三



心肺停止状態から回復した玉越光ちゃん。父の立佳さんに抱かれて退院した

国道にヘリ着陸しけが人搬送 雲仙市小浜で軽自動車事故

二十五日午後零時五十分ごろ、雲仙市小浜町の国道で、軽乗用車とコンクリート圧送ポンプ車が衝突。軽乗用車に乗っていた生後九カ月の男児ら四人がけがをし、病院に緊急搬送するため県のドクターヘリが事故現場近くの国道に着陸した。男児と母親(31)を大村市の国立長崎医療センターに運び、命に別条はないという。

雲仙署の調べでは、軽乗用車が中央線をはみ出しポンプ車と衝突。車内から子どもの泣き声がしたため、ポンプ車の男性や付近住民らが、軽乗用車の後部座席で母親に抱かれていた男児と、助手席のチャイルドシートの女兒(1つ)を救出した。

現場近くは同署が通行止めにしており、要請で出動したヘリが国道に着陸。救急隊員から酸素マスクを当てられた男児を病院に搬送した後、現場に折り返し、数キロ離れた空き地で母親を乗せて同センターに搬送した。女兒と、軽乗用車を運転していた祖母(59)は救急車で雲仙市内の病院に搬送された。

県によると、県内にはグラウンドなど約四百三十カ所の着陸場所を確保しているが、事故などの現場から遠い場合は一般道路に着陸することもある。今回のように交通量が多い国道に降りるのは珍しいという。

